道路工事施行承認申請の手引き

Ⅰ．道路工事施工承認申請書（作成部数：２部）

・申請者が法人である場合は，「住所」に主たる事務所の所在地を，「氏名」に名称および代表者の氏名を記入すること。「担当者」に所属・氏名を記入すること。

・「工事種別」については道路構造物ごとの内容（歩車道境界ブロック布設替，車道用アスファルト舗装布設，集水桝設置等）を記入し，「施工数量」については延長，面積等（例：Ｌ＝７．２ｍ，Ａ＝１２．０㎡，Ｎ＝１基）を記入すること。

・「場所」には地番まで記入すること。施工箇所が２以上の地番にわたる場合には，起点と終点を記入すること。

・「工事の期間」には工事実施から完了までの期間を記入すること。仮移設等を含む場合は復旧までの期間を含めて記入すること。

・「施工方法」の施工業者については，未定の場合にはその旨を記入すること。また，その場合は工事着手までに報告すること。

・「添付書類」には，添付した書類に○を付し，その他必要な書類を添付した場合はその書類名を括弧内に記入すること。

Ⅱ．添付書類（作成部数：２部）

１．位置図

・縮尺１：１０，０００程度の地図を使用し，施工箇所を明示すること。

２．公図（写）

・施工箇所を明示すること。

３．求積表

・舗装面積等，道路工事施行承認申請書の「施工数量」に係る面積を算出すること。

４．同意書

・施工箇所が隣接地権者の前面道路にかかる場合等，第三者との利害関係が生じる際に添付すること。

５，６．現況図，計画図

①平面図

・縮尺は１：１０００または１：５００程度とし，施工箇所の位置，境界杭の設置場所，工事計画の内容（施工数量，道路構造物の名称・寸法，勾配等）等を記入すること。

②縦断図，横断図

・縮尺は１：１００程度とし，施工数量，道路構造物の名称・寸法，勾配等を記入すること。

７．軌跡図

・大型車両の進入を想定して車両出入口幅を決定する場合に添付すること。

８．構造図

・道路構造物（歩車道境界ブロック，側溝，車道用アスファルト等）の形状，断面，寸法等を記入すること。

９．交通規制図

・交通誘導員，工事看板を明示すること。

・車両通行止めの場合は迂回路を設定すること。

・道路が行き止まりのため，迂回路が設定できない場合は，その旨を明記すること。

１０．保安施設図

・歩行者通行帯は０．７５ｍ以上確保し，片側交互通行の場合は車両通行帯を２．５ｍ以上確保すること。

１１．設置看板の図柄

・設置する看板の記載内容，寸法等を明示すること。

１２．近隣住民への通知

・車両通行止めとなる場合に添付すること。

・規制時間等協議書の記載内容と整合性を図ること。

・地区長，バス会社等の関連機関にも周知徹底を図ること。

１３．誓約書

・路線名，施工箇所を記入し，道路工事施行承認申請者の記名押印を行うこと。

１４．現況写真

・施工箇所を明示すること。

Ⅲ．道路工事施行承認申請に関する基準

１．出入口幅

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 車両種別 | 出入口幅 | 使用目的等 |
| 乗用車・小型貨物自動車 | ４ｍ以下 | 一般住宅の出入口 |
| 乗用車・小型貨物自動車 | ６ｍ以下 | 店舗，事務所，共同住宅等の出入口 |
| 普通貨物自動車  （６．５ｔ以下） | ８ｍ以下 | 普通貨物車が出入りする店舗，事務所等の出入口 |
| 大型貨物自動車等  （６．５ｔを超えるもの） | １２ｍ以下 | 給油所，工場，倉庫等の出入口 |

・一般住宅等においてやむを得ず駐車場を並列駐車とする場合は，周囲の状況から交通安全上特に支障がないと認められる場合は，別途協議の上，最大６ｍまで出入口幅を延長することができる。

２．出入口設置箇所数

・出入口の設置箇所数は，１敷地について原則１箇所とする。ただし，以下に掲げるもののうち道路管理者が必要と認めた場合は２箇所以上とすることができる。

①大型店舗等で駐車場が広い場合。

②コンビニ，店舗，給油所等で駐車場への車両の出入りが頻繁な施設の場合。

③同一敷地内において使用目的が異なり，分離されている場合。

３．出入口禁止区域

①交差点において停止線より５ｍの区間および横断歩道より５ｍまでの区間，停止線がない場合は歩道と車道の境界部分より直線で８ｍの区間。

②消防機械機具の置場もしくは消防用防火水槽の側端またはこれらの道路に接する出口から５ｍ以内の部分。

③消防栓または消防用防火水槽の吸入口，もしくは吸管投入孔から５ｍ以内の部分。

④踏切の前後の側端からそれぞれ前後に１０ｍの部分。

⑤火災報知器から１ｍ以内の部分。

⑥安全地帯の前後１０ｍ以内。